

武市監告示第9号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第15条の規定によりその結果を公表します。

令和6年6月17日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項、武雄市監査基準第12条及び第13条の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1 監査の種類

財務監査

2 監査の対象

- (1) 御船が丘小学校
- (2) 橘小学校
- (3) 西川登小学校
- (4) 山内東小学校
- (5) 北方中学校
- (6) 北方小学校
- (7) 山内中学校
- (8) 山内西小学校

3 監査の対象期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

4 監査等の着眼点及び実施内容

監査は、前記の対象事務が、法令等に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を監査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

5 監査等の実施場所及び日程

学 校 名	実施場所	日 程
(1) 御船が丘小学校	各小中学校	令和6年6月4日(火)午前
(2) 橘小学校		令和6年6月4日(火)午後
(3) 西川登小学校		令和6年6月6日(木)午前
(4) 山内東小学校		令和6年6月6日(木)午後
(5) 北方中学校		令和6年6月11日(火)午前
(6) 北方小学校		令和6年6月11日(火)午後
(7) 山内中学校		令和6年6月12日(水)午前
(8) 山内西小学校		令和6年6月12日(水)午後

6 監査等の結果

- (1) 監査の対象とした所管の財務事務は、おおむね法令等に適合し、正確に行われていると認められた。
- (2) 勧告、指摘事項(文書勧告、文書指摘等)
特になし
- (3) 指導事項(口頭による指導・改善・要望事項等)
事務処理上留意すべき軽微な事項については、その改善報告を求めた。